

第 20 号議案

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 23 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例

足立区障がい福祉センター条例（平成 14 年足立区条例第 48 号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「知的障がい者及び身体障がい者」を「知的障がい者、
身体障がい者及び発達障がい又は高次脳機能障がいによる精神障がい者」
に、「指導」を「支援」に改める。

第 6 条第 2 号イ及び第 3 号イ中「第 16 条第 1 項第 2 号」を「第 15
条の 4」に改める。

付 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

事業の対象者を拡大するとともに規定を整備する必要があるので、こ
の条例案を提出いたします。